

ヤングケアラー普及啓発事業（オンラインセミナー・SNS 広告）委託業務
公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領

1 提出書類

提出書類、様式及び提出部数を次表に示します。

	提出書類の名称	規格及び制限頁数	提出部数	様式
1	表紙	A 4 縦 1 頁まで	正本 1 部、副本 7 部	様式 5
2	業務に対する考え方	A 4 縦 2 頁まで		任意
3	事業内容企画書	A 4 縦 2 0 頁まで		
4	実施体制			
5	参考見積書			

2 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

3 提出期限

令和 6 年 3 月 22 日（金） 17 時必着

※この期限までに必要書類の全ての提出がないものは、受付することができませんのでご注意ください。

4 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 2 0 号

高知県 子ども・福祉政策部 子ども家庭課 TEL 088-823-9655

5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します。

6 企画提案のポイント

(1) 事業の目的と効果

ヤングケアラーを早期に発見・把握し、適切な支援につなげることができるよう、啓発及び広報を通じて、ヤングケアラーの社会的認知度の向上及び理解の促進を行うことを目的とします。

(2) 現状の問題点、課題

ヤングケアラーは、年齢や成長度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があるものの、家庭内のデリケートな問題、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっています。

高知県では、ヤングケアラーの実態を把握するため、令和 4 年度に高知県内の中高生を対象とした調査を実施しました。

本調査では、ヤングケアラー（ケアをすることにより何らかの制限がかかっている）と思われる児童について、自身の学業や友人関係、日常生活にも影響が及んでいるものと考えられるが、約7割が誰にも相談した経験がないと回答しており、ケアの状態が表面化しづらく、孤立してしまう可能性が高い現状が明らかとなりました。

ヤングケアラーを早期に発見・把握し、適切な支援につなげるためには、子ども自身はもちろん、周囲の大人や関係機関も含め、ヤングケアラーの社会的認知度の向上が極めて重要と考えられます。

さらには、ヤングケアラーの周囲にいる大人や医療・福祉などの関係機関が、理解を深め、見守る役割を自ら担っていくことの重要性に気づき、意識を高めていくことも大切です。

国においても、令和4年度から3年間を「集中取組期間」とし、ヤングケアラーの社会的認知度の向上に集中的に取り組むこととしています。

本業務は、オンラインセミナーの開催やSNS 広告を活用した広報啓発を行い、より一層、社会的認知度を高めることをもってヤングケアラーへの支援の普及促進に寄与することを目的としています。

(3) 特に提案を求めるポイント

現状の問題点や課題の解決につなげるため、より効果を発揮する企画内容や実施方法等を提案してください。

なお、令和4年度は、ヤングケアラーという言葉を知っていただくための普及啓発（フォーラムの開催等）を行い、令和5年度は、ヤングケアラーを早期に発見・把握し、適切な支援につなげられることを目的に普及啓発（リーフレットの作成等）を行ってまいりました。

このことから、令和6年度は、国の「集中取組期間」の最終年であることも踏まえ、ヤングケアラーを社会全体で支援するために、ヤングケアラーに関する理解をより一層深めることを目的にしています。キャッチフレーズは「みんなで支える」です。

また、事業の実施にあたっては、県内の支援体制の構築のため活動している、ヤングケアラー・コーディネーター事業（県委託事業）も企画検討に加え、意見を取り入れた内容としてください。

(4) 提案書の記述する内容

ア オンラインセミナーの開催

【概要】

(ア) 対象

自治体や医療・福祉などの関係機関の職員や、一般県民など（中高生含む）

(イ) 開催方法

オンライン（Z o o m等を活用）

(ウ) 実施時期

令和6年8月から同年9月頃（※開催日時は協議のうえ決定すること）

(エ) 参加者目標（視聴数等）

200名以上

【企画】

- ・テーマ等は自由に提案すること。
- ・登壇者は3名～4名程度とすること。
- ・登壇者の基調講演等を行う場合の講師等参加者の選定及び日程の決定を行うこと。
- ・オンラインセミナーの配信環境を整備すること。
- ・登壇者との事前打ち合わせを行うこと。

- ・セミナーの様子は録画し、後日、子ども家庭課のホームページで掲載できるよう加工（分割、字幕など）すること。

【運営】

- ・参加フォームの作成、参加者への連絡、当日の司会進行及び登壇者対応など、セミナーの運営全般を行うこと。
- ・Zoom等のプロアカウントを取得するなどし、Zoom等により開催すること。
- ・スタッフを確保すること。
- ・セミナー参加者にアンケートを実施し、集計を行うこと。

【PR】

- ・案内チラシ（A4サイズ両面・カラー）を10,000枚程度作成し、高知県内各学校や市町村等に送付すること。
- ・案内チラシの配布先は約500箇所程度で、ダイレクトメール（県からの案内文書と同封）を想定すること。
- ・本事業のSNS広告等の活用や独自提案も可能とする。

【経費負担】

- ・セミナー全体のスケジュール作成・演出・企画・進捗管理
フォーラム演出の企画
- ・講師謝金、旅費、会場借上げ料、広告費など、フォーラム運営に係る費用は全て委託業者の負担とする。

イ You Tube 動画広告、SNS 広告の制作・配信

【概要】

- ・ヤングケアラーの定義や相談窓口の周知等の情報を発信する。
- ・You Tube 動画広告（以下、「動画広告」とする。）は15秒バージョンと30秒バージョンをそれぞれ1パターン以上制作すること。県がこれまでに制作した動画等の活用も可能。
- ・動画広告は、若年層を中心にアピールできるよう、関連動画で表示することや配信時間帯等を設定すること。
- ・SNS広告は、活用媒体は指定しないが、より周知広報効果が高いと思われる手段による広報を独自に提案すること。なお、複数の媒体を活用することも可能とする。
- ・動画広告及びSNS広告は、4～6ヶ月間程度配信すること。
- ・動画広告及びSNS広告については、インプレッション広告の掲出回数も記載すること
（目標：動画広告約400,000imp、SNS広告約300,000imp）

【経費負担】

- ・SNS広告の制作から配信に係る費用などは全て委託業者の負担とする。

7 企画提案書についての留意事項

- (1) 企画提案書は1者1提案までとします。
- (2) 必要に応じて説明資料を添付することができますが、できる限り簡潔なものとしてください。

8 企画提案にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認められません。
- (2) 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合があります。
 - ア 虚偽の内容が記載されているもの。
 - イ 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの。